

三重県災害時小児周産期リエゾン運用計画

1. 設置

- (1) 災害時に県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う三重県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、三重県災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という。）を置く。
- (2) リエゾンは三重県保健医療調整本部（以下「県保健医療調整本部」という。）に置く。

2. 委嘱及び任期

- (1) 知事は、県の小児・周産期医療提供体制に精通しており、災害医療に係る専門的な研修を受けた者をリエゾンとして委嘱する。
- (2) リエゾンの任期は2年とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

3. 招集基準等

- (1) 知事は、県保健医療調整本部を設置し、リエゾンの招集が必要と判断した場合、リエゾン所属施設に対し、リエゾンの派遣要請を行う。
- (2) 派遣要請の方法等は別に定める。

4. 業務内容

- (1) リエゾンは次に掲げる業務を行うものとする。

【平常時】

災害時における小児・周産期医療提供体制の構築についての助言
関係団体、関係学会等との連携を構築する際の助言
災害医療研修、訓練等への積極的な参加

【災害時】

県保健医療調整本部等の組織体制の構築に係る助言及び支援
被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る助言及び支援
保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る助言及び支援
患者等の搬送の調整に係る助言及び支援
記録の作成及び保存並びに共有に係る助言及び支援

5. 秘密を守る義務

- (1) リエゾンは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

6. 実費弁償等

- (1) リエゾンの実費弁償は、「災害救助法施行細則」（昭和40年三重県規則第11号）別表第2に定める額を支給する。
- (2) リエゾンがその業務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年三重県条例第46号）の例により、扶助金を支給する。

7. 事務

リエゾンに関する事務は、医療保健部地域医療推進課において処理する。

8. その他

この計画に定めるもののほかリエゾンに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この計画は、令和 年 月 日から運用する。